

大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため
配慮すべき事項についての意見

1 大規模小売店舗の名称

(仮称)ドラッグコスモス隅田町店

2 大規模小売店舗立地法第8条第1項 に基づく市町村からの意見【橋本市】

- (1)開発工事に伴う濁水・騒音・振動・粉じん等による公害発生防止に留意し、周辺地域へ影響を及ぼさないよう留意すること。
- (2)公害関係の特定施設を設置する場合や特定建設作業を実施する場合は、特定施設の許可等、公害関係法令に基づく手続きを必要とするので留意すること。
- (3)大規模小売店舗立地法届出書に記載されている「指針配慮事項」内の騒音対策を遵守することとし、周辺地域に対して十分な配慮を行うこと。また、届出書に記載されていないが、騒音以外の公害についても発生防止に努め、周辺地域に対し十分な配慮を行うこと。周辺地域より、公害等苦情が発生した場合は貴社において責任をもって対処すること。
- (4)造成時及び建築時には景観法(平成16年法律第110号)第16条の届出を行うこと。
- (5)広告物を表示し、又は掲出物件を設置する際には、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年条例第10号)第5条第1項の許可を受けること。
- (6)準工業地域と第一種住居地域の用途地域にまたがるため留意すること。
- (7)工事車両の通行については、小中学生や園児が通行している場合があるため、歩行者・自転車等に注意すること。中でも、登下校時間帯においては細心の注意を払い、必要な場合は交通安全対策を講じること。

※大規模小売店舗立地法第8条第2項 に基づく住民等からの意見はありませんでした。